

食 品 安 全 委 員 会 第 114 回 会 合 議 事 録

1 . 日 時 平 成 17 年 10 月 6 日 (木) 14:00 ~ 14:55

2 . 場 所 食 品 安 全 委 員 会 大 会 議 室

3 . 議 事

(1) 食 品 安 全 基 本 法 第 24 条 に 基 づ く 委 員 会 の 意 見 の 聴 取 に 関 す る リ ス ク 管 理 機 関
か ら の 説 明 に つ い て

・ 添 加 物 「 L - ア ス コ ル ビ ン 酸 カ ル シ ウ ム 」

・ 農 薬 2 品 目

ク ロ チ ア ニ ジ ン

ク ロ ル フ ェ ナ ビ ル

・ 遺 伝 子 組 換 え 食 品 5 品 目

トウモロコシ 1507 系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ *B. t. Cry34/35Ab1* Event DAS-59122-7 を掛け合わせた品種

コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ *B. t. Cry34/35Ab1* Event DAS-59122-7 とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種

コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ *B. t. Cry34/35Ab1* Event DAS-59122-7 とトウモロコシ 1507 系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種

ワタ 281 系統とワタ 3006 系統とラウンドアップ・レディー・ワタ 1445 系統を掛け合わせた品種

ジェランガム K3B646

(厚生労働省から説明)

(2) 食 品 安 全 基 本 法 第 24 条 に 基 づ く 委 員 会 の 意 見 の 聴 取 に つ い て

・ 遺 伝 子 組 換 え 食 品 等 2 品 目 に 関 す る 食 品 健 康 影 響 評 価 に つ い て

コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ *B. t. C*

ry34/35Ab1 Event DAS-59122-7

除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON8801

7 系統

(3) 食品安全委員会の 9 月の運営について (報告)

(4) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等 (9 月分) について

(5) その他

4 . 出席者

(委員)

寺田委員長、寺尾委員、小泉委員、坂本委員、中村委員、本間委員、見上委員

(説明者)

厚生労働省 藤井大臣官房参事官

厚生労働省 伏見基準審査課長

厚生労働省 北島新開発食品保健対策室長

(事務局)

齊藤事務局長、一色事務局次長、小木津総務課長、國枝評価課長、吉岡勧告広報課長

境情報・緊急時対応課長、西郷リスクコミュニケーション官、福田評価調整官

5 . 配布資料

資料 1 - 1 食品健康影響評価について

資料 1 - 2 「L - アスコルビン酸カルシウム」の添加物指定及び規格基準の設定に関する食品健康影響評価について

資料 1 - 3 「クロチアニジン」及び「クロルフェナピル」の食品衛生法第 11 条第 1 項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

資料 1 - 4 コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ B. t. Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7、トウモロコシ 1507 系統及びラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統の概要

資料 1 - 5 ワタ 281 系統とワタ 3006 系統とラウンドアップ・レディー・ワタ 1445 系統の概要

資料 1 - 6 ジェランガム K3B646 の概要

資料 2 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について

- 資料 3 食品安全委員会の 9 月の運営について（報告）
- 資料 4 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（9 月分）について
- 資料 5 新開発食品・添加物専門調査会合同ワーキンググループについて
- 資料 6 食品安全委員会専門委員の改選について（報告）
- 資料 7 環境省の組織改正に伴う関係規定の整備について

6．議事内容

- 寺田委員長 ただいまから「食品安全委員会」第 114 回の会合を開催いたします。

本日は 7 名の委員全員出席であります。また、厚生労働省から藤井大臣官房参事官、伏見基準審査課長、北島新開発食品保健対策室長に出席してもらっております。

また、先日、事務局で幹部の人事異動がありましたので、事務局より紹介をお願いいたします。

- 齊藤事務局長 10 月 1 日付けで異動がございましたので、御紹介させていただきます。

情報・緊急時対応課長が杉浦から境となっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

- 寺田委員長 本日、会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料の「食品安全委員会（第 114 回会合）議事次第」がありますので、御覧ください。

資料の確認をお願いいたします。資料は全部で 12 点ございます。

資料 1 - 1 が「食品健康影響評価について」。

1 - 2 が「『L - アスコルビン酸カルシウム』の添加物指定お呼び規格基準の設定に関する食品健康影響評価について」。

1 - 3 が「『クロチアニジン』及び『クロルフェナピル』の食品衛生法第 11 条第 1 項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について」。

1 - 4 が「コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ *B. t. Cry34/35Ab1* Event DAS-59122-7、トウモロコシ 1507 系統及びラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統の概要」。

1 - 5 が「ワタ 281 系統とワタ 3006 系統とラウンドアップ・レディー・ワタ 1445 系統の概要」。

1 - 6 が「ジェランガム K3B646 の概要」。

資料 2 が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 3 が「食品安全委員会の 9 月の運営について（報告）」。

資料４が「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（９月分）について」。

資料５が「新開発食品・添加物専門調査会合同ワーキンググループについて」。

資料６が「食品安全委員会専門委員の改選について（報告）」。

資料７が「環境省の組織改正に伴う関係規定の整備について」であります。お手元、資料ございますですね。どうもありがとうございました。

それでは、議題に入らせていただきます。

「食品安全基本法第２４条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」であります。

資料１－１にありますとおり、９月３０日付けで遺伝子組換え食品５品目、１０月３日付けで添加物「Ｌ－アスコルビン酸カルシウム」、１０月４日付けで農薬２品目について、厚生労働大臣から食品健康影響評価の要請がありました。

初めに添加物「Ｌ－アスコルビン酸カルシウム」につきまして、厚生労働省の伏見基準審査課長、よろしくお願いいたします。

○伏見基準審査課長 厚生労働省の伏見でございます。よろしくお願いいたします。

まず、委員長から御紹介ございましたように「Ｌ－アスコルビン酸カルシウム」の健康影響評価に関しまして御説明を申し上げます。資料１－１が厚生労働大臣から委員長あての評価依頼の文書でございます。

内容につきましては、資料１－２を御覧いただければと存じます。

まず「１．経緯」から申し上げますと、これは既に御案内かとも思いますが、厚生労働省では、平成１４年７月以降でございますけれども「ＦＡＯ／ＷＨＯ合同食品添加物専門家会議（ＪＥＣＦＡ）」で国際的に安全性評価が終了し、一定の範囲内で安全性が確認されておるものであり、かつ米国及びＥＵ諸国等で使用が広く認められている国際的に必要が高いと考えられる食品添加物につきましては、従前のように、企業等からの要請を待つことなく、国が主体となって指定に向けた検討を開始する方針で臨んできておるところでございます。

この方針に従いまして、これまでポリソルベート等２９品目及び香料１２品目につきまして、こちらの委員会に健康影響評価を依頼させていただいたところでもありますけれども、今般、新たな物質といたしまして「Ｌ－アスコルビン酸カルシウム」につきまして、私どもの方で評価資料をまとめていた作業が一通りまとまりまして、食品添加物指定の検討を開始するに当たりまして、食品安全基本法に基づきまして、こちらの委員会の健康影響評価を依頼させていただくということでございます。

「L - アスコルビン酸カルシウム」は、御案内のように、ビタミンCのカルシウム塩であります。食品の酸化防止、ビタミンCカルシウムの栄養強化等の機能を有するというところでございます。

海外の状況といたしましてですけれども、米国では、いわゆる「GRAS物質」「一般に安全と見なされる物質」というカテゴリーに入っておりまして、適正使用規範のもと、加工食品に使用が認められております。また、EUにおきまして、一般食品に必要な量の使用が認められているほか「dietary food supplement」のビタミンC供給源等として使用がされているところというふうに承知しております。

我が国におきましては、このアスコルビン酸の関連の食品添加物といたしましては、昭和31年にL - アスコルビン酸及びL - アスコルビン酸ナトリウム塩、昭和39年にL - アスコルビン酸ステアリン酸エステルが、平成3年にL - アスコルビン酸パルミチン酸エステルが、更に平成16年にはL - アスコルビン酸2 - グルコシドがそれぞれ指定されておりまして、用途といたしましては、食品の酸化防止あるいは強化剤ということで使用されているところでございます。

「3. 今後の方針」でございますけれども「食品安全委員会」での御審議を経て、食品健康影響評価をいただきました後に、私どもの方の「薬事・食品衛生審議会」においてL - アスコルビン酸カルシウムの食品添加物としての指定の可否及び規格基準の設定について検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

本品については以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明あるいは記載事項に関しまして、御質問、御意見ございますでしょうか。どうぞ。

○本間委員 アスコルビン酸の関連の誘導体が既に幾つかこうやって認められておりますけれども、大変失礼かもしれませんが、このカルシウム塩が今まで、ここまで忘れていたと言ったらいけません、何か唐突のような感じもしないんですが、勿論、これは早く審査するに越したことはないと思いますが、何かその他の事情でもあるんでしょうか。

○伏見基準審査課長 食品添加物の指定というのは、ここにもございますように、平成14年以前は、言わば申請主義と言いますか、企業なりの方から申請をいただいて、それについて審議を行う、検討を行うというようなことをしてきたわけで、逆に申し上げますと、その時点までそういったリクエストが出てこなかったということがあるんだろうと思いま

す。

他方、国際的には汎用されているものでございますので、ここで今回、指定することで、より円滑な国際的な食品の流通ということにも寄与することができるのかなというふうに考えております。

したがって、厚生労働省として積極的にこのものを指定してこなかったということではないと理解しております。

○本間委員 要するに、使い勝手なり何か用途は見つかったとか、そういうことではない。

○伏見基準審査課長 考えられますのは、例えばナトリウム塩の場合は既にございますけれども、ナトリウムの摂取を控えた方がいい方とかという方に対しては、カルシウム塩を商品として差別化して使っていただくというようなことも可能であるというようなことは伺っております。

○本間委員 もう一つありますが、この最後のところに書いてあるカルシウム塩は、添加物の酸化防止剤あるいは強化剤という目的性を持ってという意味でこの審査を出してきたんでしょうか。

既にこの説明の部分が、認められている誘導体が酸化防止剤あるいは強化剤としてという意味なのか。

○伏見基準審査課長 これは、食品添加物の指定に当たりましては、特に用途まで指定はしておりませんが、実態といたしまして、用途としてこういう目的に使用されているというところでございます。

○本間委員 では、今回の申請の品目は用途指定は得に求めているんですか。

○伏見基準審査課長 一応、食品添加物ということで指定の申請ということでございます。

○本間委員 了解いたしました。

○寺田委員長 ほかにございませんか。

それでは、本件につきまして「添加物専門調査会」で審議させていただきます。 それでは、農薬 2 品目につきまして説明をお願いいたします。

○伏見基準審査課長 引き続きまして、農薬の 2 品目でございますが、資料 1 - 1 を 1 枚めくっていただきまして、2、3 ページ目にございますけれども、10 月 4 日付けで厚生労働大臣から食品安全委員長に対しまして、そこにございますように、1 枚目が「クロチアニジン」でございますけれども、このものにつきまして食品衛生法第 11 条 1 項の規定に基づきまして、この「クロチアニジン」の食品中の残留基準を設定することに関しまして、こちらの委員会に食品健康影響評価をお願いするということでございます。

同じく、同様の趣旨で右の「クロロフェナピル」という農薬につきましても、同様をお願いをするということでございます。

これらの農薬の概要に関しましては、資料１－３を御覧いただければと存じます。

２つの物質を１枚にまとめて説明させていただいております。まず「１．経緯」でございますけれども、それぞれ「クロチアニジン」に関しましては、平成１７年９月２０日「クロルフェナピル」に関しましては、９月２２日付けで農林水産省から私どもの方に農薬取締法に基づく登録申請があった旨の連絡がございました。

つきましては、食品衛生法に基づきまして、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たりまして、食品安全基本法に基づきまして、こちらの委員会に食品健康影響評価を依頼させていただくということでございます。

「２．各品目の概要」でございます。「クロチアニジン」でありますけれども、本品は殺虫剤でございまして、既に農薬の登録はなされております。現在は、キュウリ、トマト、リンゴ等には適用作物ということで登録をされております。

今般、一部の作物でございまして、ナシとかレタス、２つだけですけれども、あと大豆とかもございまして、記載漏れでございまして、申し訳ございません。一部の作物に関しまして使用方法を変更する。例えば、今まで散布の回数は２回までというのを、レタスの場合ですと３回まで増やすとか、ナシの場合ですと収穫前まで使用を可能にするとかというような使用方法の変更の申請。適用作物の追加といたしまして、ハクサイ、ブロッコリー、アスパラガス等に関しましての拡大申請が出されているということでございます。

本品に関しましては、ＪＭＰＲにおける毒性評価はなされておられませんので、国際基準も設定されておられませんけれども、米国、ニュージーランド等において登録をされているということでございます。

もう一つの「クロルフェナピル」でございまして、これも殺虫剤でございまして、既にハクサイ、キャベツ、リンゴ等への登録がございまして、このものに関しましては、既にイチゴに関しまして登録がございまして、その使用方法、例えば開花期まで今、使ってよろしいというのを収穫期まで使ってよろしいことに変更したいということでございますけれども、そういった使用方法の変更、及びトウガラシ類を新たに適用作物とするということの申請がなされているというところでございます。

国際的な取扱いですけれども、これも同様にＪＭＰＲにおける毒性評価はなされておませんが、米国、オーストラリア等において登録がなされているということでございます。

「３．今後の方向」でございまして、こちらで御評価いただきました後に、私ど

もの方の「薬事・食品衛生審議会」におきまして、この２品目に関しまして食品中の残留基準の設定について検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明あるいは記載事項に関しまして、御質問あるいは御意見ございますでしょうか。

それでは、本件につきましては、私どものところの「農薬専門調査会」にて審議をさせていただきます。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして遺伝子組換え食品５品目につきまして、厚生労働省の北島新開発食品保健対策室長に説明をお願いいたします。

○北島新開発食品保健対策室長 厚生労働省の北島でございます。

資料１－１の２枚目の裏側のページにありますとおり、組換えＤＮＡ技術応用食品４品目及び組換えＤＮＡ技術応用添加物１品目について、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

それでは、これらの品目についての概要を御説明申し上げます。

まず、デュポン株式会社より申請のございました遺伝子組換えトウモロコシの掛け合わせ品種です。

１つ目が、トウモロコシの 1507 と DAS-59122-7。

２つ目が、トウモロコシの DAS-59122-7 と NK603 の掛け合わせ。

３つ目が、トウモロコシの DAS-59122-7 と 1507 と NK603 の掛け合わせの３品種についてでございます。

お手元の資料１－４に親品種の概要をお示ししてありますが、DAS-59122-7 系統は、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性を有するもの。

1507 系統は、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性を有するもの。

NK603 系統は、除草剤グリホサート耐性を有するものとなっております。

いずれもデント種のトウモロコシを宿主としており、これらを３通りの組み合わせで掛け合わせることで、おのこの特性を有する３種のトウモロコシが得られるというものでございます。

なお、DAS-59122-7 系統に関しましては、現在「食品安全委員会」にお諮りしているところでございますが、1507 と NK603 系統につきましては、既に安全性審査を終了していた

だいております。

続きまして、ダウ・ケミカル日本株式会社より申請のございました遺伝子組換えワタのかけ合わせ品種についてございます。

お手元の資料 1 - 5 には、親品種の概要をお示ししておりますが、281 系統と 3006 系統は、いずれもチョウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホシネート耐性を有するもの。

1445 系統は、除草剤グリホサート耐性を有するものとなっております。

いずれも *Gossypium* 種のワタを宿主としており、これらをかけ合わせることで、おのこの特性を有するワタが得られるというものでございます。

なお、いずれの親品種についても、既に安全性審査を終了していただいております、更に 281 系統と 3006 系統の掛け合わせ品種についても、既に「食品安全委員会」の評価をいただいております。

最後に、資料 1 - 6 の三栄源エフ・エフ・アイ株式会社より申請のございましたジェランガムについてでございます。

これらは増粘多糖であるジェランガム産生菌のアリルスルファターゼ遺伝子及び β - グルクロニダーゼ遺伝子を欠失することにより、香りや風味を低下させる p - クレゾールの生成酵素であるアリルスルファターゼ及び β - グルクロニダーゼの生産性を低下し、ジェランガムの品質を高めたものでございます。

なお、本生産菌株により得られる最終産物は、高度に精製されていることから、本年 4 月に「食品安全委員会」から示されております「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に照らして評価をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

どなたか御意見あるいは質問ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましても「遺伝子組換え食品等専門調査会」で審議することいたします。

どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に入らせていただきます。

「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について」であります。遺伝子組換え食品 2 品目に関する食品健康影響評価につきましても、専門調査会における審議、情報・意見募集の手続が終了いたしておりますので、このことに関しまして事務局から説明

をお願いいたします。

○ 國枝評価課長 それでは、資料 2 に基づいて御説明を差し上げたいと思います。

今回、意見募集を行いましたのは、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホシネート耐性トウモロコシ *B. t. Cry34/35Ab1* Event DAS-59122-7 と除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統の 2 品目でございます。

いずれも 8 月 18 日～ 9 月 14 日までの間、国民への意見の聴取等を行っております。

36 ページ、37 ページを御覧いただきたいと思います。

これにつきまして、1 件御意見を賜っております。寄せられた御意見は、遺伝子組換え作物を親株として用いた後代交配種、掛け合わせ品種に関して、手続を簡略せず新しい品種として審査するように求めたものでございまして、実際の御意見はかなり長文でございますが、内容的には厚生労働省からの遺伝子組換え作物の交配種についての考え方、取り決め等についての記載等がされて、先ほどのような形での御意見を賜ったものでございます。

それについての回答でございますが、募集をしました 2 品目につきましては、御意見で述べられているような後代交配品種、掛け合わせ品種には該当せず、評価書にも記載されているとおり、宿主であるトウモロコシにそれぞれの形質を発現する各遺伝子を *Agrobacterium* 法によって挿入したものでございます。

後代交配品種、掛け合わせ品種の安全性についても「食品安全委員会」が定めた遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方に基づき、安全性の確認を行っているところであります。

以上のような形で、回答させていただきたいと思っております。

そうということで、前回の募集案そのものにて確定をさせていただきたく思います。

概略を簡単に御説明したいと思いますが、最初の品目でございますコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホシネート耐性トウモロコシの件でございますが、連番の方の 6 ページを御覧いただきたいと思います。

真ん中の辺りでございますけれども、本品はグラム陽性菌 *Bacillus thuringiensis* PS1 49B1 株に由来する *cry34Ab1* 遺伝子及び *cry35Ab1* という 2 つの遺伝子を導入し、かつグラム陽性菌である *Streptomyces viridochromogenes* に由来する *pat* 遺伝子を導入して作製され、コーンルートワームを防除し、除草剤グリホシネートの影響を受けずに生育することができるトウモロコシでございます。

以下、定められた安全性評価基準にのっとった形での記載がされておりました、10 ペー

ジを御覧いただきたいと思います。

挿入された、特に *B. t.* 遺伝子でございますけれども、通常ですと 1 つの遺伝子でございますが、本品目については、*cry34Ab1* 遺伝子及び *cry35Ab1* 遺伝子という 2 つの遺伝子が導入されており、Cry34Ab1 タンパク質は単独で標的昆虫に殺虫効果を示し、Cry35Ab1 タンパク質は単独では殺虫効果を示さないが、Cry34Ab1 タンパク質の殺虫効果を高めると考えられており、両タンパク質が一緒に存在することで、標的昆虫に対する殺虫活性に相乗効果を示すと考えられているものでございます。

12 ページを御覧いただきたいと思います。

本組換え体については、導入された遺伝子の箇所、コピー数、挿入遺伝子発現カセットの安全性、挿入近傍配列なども明らかにされております。

また、オープンリーディングフレームの存在についての評価も行っております。

13 ページを御覧いただきたいと思います。

本品の遺伝子産物としてのタンパク質のアレルギー誘発性についても、そこに記載のとおりの検討が行われております。

14 ページでございますが、挿入された Cry34Ab1 タンパク質、Cry35Ab1 タンパク質及び PAT タンパク質については、アレルギー誘発性を示唆するデータがないことを確認しております。

以上のような結果などから、16 ページでございますけれども「遺伝子組換えトウモロコシ（コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホシネート耐性トウモロコシ *B. t.* Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7）については、『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断された」ものでございます。

次に 19 ページでございますが、もう一つの除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシでございますが、これについては 23 ページを御覧いただきたいと思っております。

本品目は、*Agrobacterium* sp. CP4 株に由来する改変 CP4 epsps 遺伝子及びグラム陽性菌 *Bacillus thuringiensis* ssp. *kumamotoensis* (*B. t. k*) に由来する改変 *cry3Bb1* 遺伝子を導入して作製され、除草剤グリホサート耐性の影響を受けずに成育し、コーンルートワームを防除することができるトウモロコシでございます。

28 ページを御覧いただきたいと思います。

組換え体については、導入される遺伝子の箇所数、コピー数、挿入遺伝子発現カセット

の安全性、挿入近傍配列なども明らかとなっております。

また、オープンリーディングフレームの評価が行われているところでございます。

30 ページでございますが、遺伝子産物のタンパク質のアレルギー誘発性につきましても、ここに記載のと通りの検討が行われておりまして、10 ページでございますが、真ん中よりちょっと上ですが、改変 CP4 epsps タンパク質及び改変 Cry3Bb1 タンパク質については、アレルギー誘発性を示唆するデータがないことを確認しております。

以上等の検討を踏まえ、33 ページでございますが「評価結果」ということで「遺伝子組換えトウモロコシ(除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ M0 N88017 系統)については、『遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断された」というふうになっております。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明あるいは記載事項に関しまして、どなたか御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ただいまの遺伝子組換え食品につきましては「遺伝子組換え食品等専門調査会」におけるものと同じ結論になりますが、2 品目とも遺伝子組換え食品、種子植物の安全性評価基準に基づき審査した結果、ヒトの健康を損なうおそれがないものと判断されたということで、よろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。

それでは、次に「食品安全委員会」の9月の運営につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

○小木津総務課長 それでは、資料3に基づき「食品安全委員会」の9月の運営状況につきまして、御報告させていただきます。

まず「食品安全委員会」の開催状況でございますが、9月1日に109回会合が開かれまして、この会合では、まず農薬3品目につきまして、厚生労働省から評価要請を受け、御説明をいただきました。

肥料2品目につきまして、農林水産省から評価要請を受け、説明を受けました。

α - アミラーゼ LE 399 の評価結果につきまして、意見・情報の募集に着手することを決定しております。

8月の運営状況の報告がございました。

17年度の食品健康影響評価技術研究の研究課題の候補についてお諮りし、決定いたしました。

9月8日の110回の会合におきましては、マイコプラズマ・シノビエ凍結生ワクチンに関する審議結果について、意見・情報の募集に着手することを決定しております。

8月分の「食の安全ダイヤル」の報告がございました。

9月15日の111回会合におきましては、動物用医薬品13品目につきまして評価要請がありまして、厚生労働省から説明を受けております。

そのうち、マラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーンを除く12品目につきまして「動物用医薬品専門調査会」において審議することを決定しております。

続きまして、112回会合が9月22日に開かれておりますが、高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性について、そして今お話ししましたマラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーンについての追加説明、それぞれ評価要請がありまして、厚生労働省から説明を受けております。

また、添加物ブタノールの評価結果について検討がありまして、その結果を厚生労働大臣に同日付けで通知しております。

次のページにまいりまして、農薬ピラクロストロビンにつきまして、評価結果を厚生労働大臣に通知しております。

また、遺伝子組換え食品2品目につきまして、その評価結果を厚生労働大臣に通知しております。

そして、2番目のラウンドアップの方につきましては、同日付けで農林水産大臣に通知しております。

また、動物用医薬品3品目について、審議状況の報告がございまして、この審議結果につきまして、意見・情報の募集に着手することを決定しております。

また、113回会合が9月29日にございまして、普通肥料のけい酸加里肥料及び熔成けい酸加里肥料について、意見・情報の募集に着手することを決定しております。

また、8月分の食品安全モニターからの報告がございました。

以下「専門調査会の運営」について簡単に御紹介させていただきますが「企画専門調査会」が9月1日に11回会合が開かれております。

「リスクコミュニケーション専門調査会」につきましては、18回会合が9月13日、そして19回会合が9月27日に開かれております。

また、次のページにまいりますが「緊急時対応専門調査会」は、13回会合が9月5日、

14 回会合が 9 月 28 日に開かれております。

「添加物専門調査会」は、9 月 30 日に 25 回会合が開かれております。

「農薬専門調査会」は、9 月 21 日に 36 回会合が開かれております。

「動物用医薬品専門調査会」は、9 月 26 日に 34 回、同日に非公開で 35 回開催がございました。

「微生物専門調査会」でございますが、9 月 6 日に第 7 回会合、そして 9 月 6 日に第 8 回会合が開催されましたが、これは「ウイルス専門調査会」と合同で開催されております。

その下でございますが「プリオン専門調査会」の 30 回会合が 9 月 12 日、そして 31 回会合が 9 月 26 日に開催されております。

「遺伝子組換え食品等専門調査会」の非公開会合でございますが、9 月 12 日に開かれております。

「新開発食品専門調査会」は、9 月 28 日に 27 回、そして同日ですが、非公開の 28 回会合が開かれております。

また、「肥料・飼料等専門調査会」が 9 月 16 日に 13 回会合の開催という状況でございます。

続きまして「意見交換会等の開催」状況でございますが、9 月 9 日に輸入食品の安全確保及び残留農薬等のポジティブリスト制度の導入についての意見交換会が千葉県千葉市で開催されました。「食品安全委員会」その他の主催によるものでございます。

また、次のページでございますが、9 月 27 日に農薬のリスクアナリシスに関する意見交換会が神奈川県横浜市で開催されております。

また、9 月 30 日に魚食と健康に関する意見交換会が石川県の金沢市で開かれております。

「その他」ということでございますが、9 月 16 日に平成 17 年度全国食品安全連絡会議が開催されております。

また、季刊誌『食品安全』につきましては、第 6 号を「食品安全 - 共に考えよう、食の科学 - 」という題名で発行しております。

また、魚介類等に含まれるメチル水銀に係る食品健康影響評価のポイントについて、ホームページに掲載しております。

以上でございます。

○寺田委員長 ただいまの報告につきまして、どなたか御質問あるいは御意見などございますか。

これは「リスクコミュニケーション専門調査会」と緊急時対応専門調査会で大変内容の

ある個別的な話をしてくださっていましたね。これはどういうふうにまとめるんですか。ただ、議事録に残すだけの話になるんですか。こんなところで聞くのは恐縮ですが、どうなるんですか。

○西郷リスクコミュニケーション官 それでは、リスクコミュニケーションの方から申し上げます。

リスクコミュニケーション調査会には、いろんな分野から専門委員の方に入っておりますので、御指摘のとおり、前々回ぐらいから今後のリスクコミュニケーションの必要な事項ということを確認するために、国への御要望やこうした方がいいのではないかという提言、あるいはセクター、セクターの現状を各専門委員から御紹介いただくということによってやってきております。

実際に終わったものについては、幾つか概要といたしまして、専門調査会に参考資料としてお配りしております。「食品安全委員会」の方から「リスクコミュニケーション専門調査会」に調査、審議を依頼する事項というので、効果的なリスクコミュニケーションの進め方というのがございまして、それについてこんな御指摘があって、こういうふうにするというのを専門調査会にまとめていただける予定でございますけれども、その参考資料といたしまして全部付けた形で、またまとめ直すといったことを考えております。

○寺田委員長 どうぞ。

○境情報・緊急時対応課長 「緊急時対応専門調査会」でございますけれども、これにつきましては、基本指針に基づきまして、個別に緊急時対応のマニュアルをつくるということになっておるわけでございます。

既に、食中毒の要綱等はできているわけですが、個別のマニュアルをつくるということについて、どういったものがつくれるか。あるいはどういった範囲でつくるかということを検討するために、ケーススタディーを行っているという段階でございまして、いずれマニュアルを作成していくという段取りになってまいります。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

何かほかに御意見、御質問等ございますか。あるいは意見交換会に出られて、そこで何か気がついたようなことを、特別ここで報告しておくようなことはございませんですか。また、ありましたら、次の機会にでもおっしゃってください。

それでは、次に「食の安全ダイヤル」に寄せられました質問等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○吉岡勧告広報課長 それでは、資料4に基づきまして御報告いたします。

「食の安全ダイヤル」に寄せられた 9 月分の御質問でございますが「問い合わせ件数」は 53 件でございました。うち B S E 関係が 15 件でございます。

「内訳」でございますが「食品安全委員会関係」が 16 件、「食品の安全性関係」が 17 件、「食品一般関係」が 19 件、「その他」が 1 件でございます。

寄せられた御質問等に対して、お問い合わせの多い質問につきましては、クエスチョンと回答を御用意してホームページに掲載しておりますが、9 月分につきましては、トランス脂肪酸とコレステロールの関係の御質問について載せさせていただければと思っております。

「トランス脂肪酸とコレステロールの関係について教えてください。また、トランス脂肪酸と動脈硬化の関連について、具体的なデータがあれば教えてください」というお問い合わせでございます。

これに対する回答でございますが、既に平成 16 年 10 月の「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等におきまして、LDL コレステロールを増加させ、HDL コレステロールを減少させることによって、動脈硬化症の危険性が増加するという研究報告がある等の回答を行っておりますので、これを御紹介するとともに、現在トランス脂肪酸についてのファクトシートを作成し、委員会のホームページに掲載しておりますので、その御案内をさせていただきます。そして、今後も信頼性のある新しい知見が得られ次第、ファクトシートを改訂することとしておりますという回答を御用意させていただいております。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

この報告に関しまして、どなたか御意見とかございませんですか。

地味な仕事ですけれども、大変大事なことなのでよろしく願いいたします。

それでは、次に「その他」でございますけれども、3 件ほど事務局から報告があります。

まず、初めに「新開発食品・添加物専門調査会合同ワーキンググループ」につきまして、報告をお願いいたします。

○福田評価調整官 お手元に資料 5 を御用意ください。

平成 17 年 9 月 20 日付けで厚生労働省から高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性について健康影響評価の諮問を受けたところでございます。本件につきましては、同年 9 月 22 日の「食品安全委員会」におきまして、厚生労働省より諮問内容について説明を受けまして、「新開発食品専門調査会」を中心に他の専門調査会の協力も得て審議することとされたところでございます。

しかしながら、合同専門調査会を開催して審議する場合には、専門委員の人数が多いことから、効率的な調査審議が困難であると考えられたところでございます。

また、今回、意見を求められている事項は、高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性であり、その中でも特殊な遺伝子組換えラットを用いて行われた発がんプロモーション作用を確認するために実験の評価など、発がん性に関する評価が主たる審議事項となる予定でございます。

このため「新開発食品専門調査会」及び「添加物専門調査会」に加えまして「化学物質専門調査会」などの他の調査会に所属する発がんのプロモーション作用、あるいは脂質代謝等に詳しい専門委員の参加も必要であると考えられたところでございます。

これらの事情を踏まえまして、9月28日の「新開発食品専門調査会」、9月30日の「添加物専門調査会」それぞれの専門調査会の場におきまして、発がんプロモーション作用の専門家、脂質代謝の専門家などから成る合同ワーキンググループを設置し、本件、高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性について審議することとされたところでございます。

その合同ワーキンググループの委員の名簿が、ただいまお配りしました資料5でございます。

「新開発食品専門調査会」からは、座長の上野川先生を始めとして6名の専門委員。「添加物専門調査会」は、座長の福島先生を始めとして3名の専門委員。「化学物質専門調査会」から座長の立松専門委員。そのほかに「動物用医薬品専門調査会」「農薬専門調査会」に所属しております吉田専門委員。重複が1名ございますので、合計10名の専門委員で合同ワーキンググループを作りまして、本件について審議をすることとなったところでございます。

合同ワーキンググループの評価結果につきましては「新開発食品専門調査会」及び「添加物専門調査会」に報告するとともに、求めに応じまして「食品安全委員会」においても説明する予定となっておりますので、御報告させていただきます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの「新開発食品専門調査会」や「添加物専門調査会」の合同ワーキンググループに関する報告に関しまして、何か質問等ございますか。2つの調査会。合同ですけれども、ほかにがんの専門家とかを「動物用医薬品専門調査会」と「化学物質専門調査会」のところからも入っていただいて、形としては合同専門調査会ということにさせていただくということによろしゅうございますか。

何か御質問ございますでしょうか。

では、この合同ワーキンググループ、メンバーも含めまして了承していただいたということで、この評価に当たっていただくということになります。ありがとうございました。

それでは、そのほかにありませんか。

○ 小木津総務課長 それでは、資料 6 に基づきまして「食品安全委員会」の専門委員の改選について御報告させていただきます。

資料 6 の後ろから 2 枚目までが、委員会で御決定いただきました「専門調査会及び専門委員の任免に係る今後の取扱いについて」という文書でございますが、この「取扱いについて」に基づきまして、改選がなされたところでございます。最後のページを開いていただきたいと思います。

今回の専門委員の改選でございますが、内閣府の全体的な方針に基づきまして、専門委員についても任期を付すということで、新たに 2 年間の任期を設けることのために改選をするという趣旨でございます。したがって、特段の事情のない限り再任が原則ということでございます。

「改選時期」は、17 年 10 月 1 日ということでございます。ただ「考慮すべき事項」のところに書いてございますが「プリオン専門調査会」と「農薬専門調査会」等につきましては、「米国産牛肉等の貿易再開問題」「農薬等のポジティブリスト制度の導入に伴う評価案件の急増」など、特殊な事情がございますので、今回の対象外ということで整理させていただいております。

その下でございますが、この選定に当たって、まず府省出身者は入ってございません。また、70 歳以上の方は再任されておられません。また、女性専門委員の割合を増やすということにつきましては、今回、23%まで女性専門委員の比率が増えてございます。また、リスク管理機関に設置された関連の深い審議会等の委員でございますが、その中で部会長とか座長とか主要メンバーについては兼務をしないということで、そういった方々は再任しないということで整理させていただいております。その結果、改選の結果をまとめたものが、その 2 枚目からの資料でございます。10 月 1 日付けで任命された専門委員のリストでございます。

また、併せまして、10 月 3 日付けで委員長が専門調査会への所属の指名をされておりますので、それぞれの専門調査会の構成が決まったところでございまして、専門調査会ごとに各専門委員の構成をリストアップした資料でございます。

以上、御報告でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明あるいは記載事項に関しまして、御質問あるいは御意見ございますでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

次に、環境省の組織改正に伴う関係規定の整備についてお願いいたします。

○小木津総務課長 続きまして、資料7に基づきまして御説明をさせていただきます。

10月1日付けで環境省の組織が再編されました。「食品安全委員会」と関係する事項といたしましては、「食品安全委員会」との連絡窓口になっている局と課の名称が変わりました。したがって、これまで「環境管理局水環境部企画課」というところが連絡窓口になっていただいておりますが、今後は「水・大気環境局水環境課」というところがその窓口になります。

この関係で「食品安全委員会」の決定という文書が2つございまして、その名称を引用している部分がございますので、形式的な改正について御決定をいただくというのが1点目でございます。

資料を開いていただきまして、2枚目に「別紙1」と書いておりますが「食品安全委員会緊急時対応基本指針」の中に環境省の窓口が掲げられておりますので、ここの部分を改正する。

また「別紙2」は、やはり同じく「食品安全委員会食中毒緊急時対応指針」の一部に、環境省の窓口が記載されておりますので、これを改正するというところでございます。

併せまして、御報告でございますが、同じような趣旨で関係府省申合せが3つございまして「食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について」という文書、そして「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」「食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱」の3つの文書につきましても、それぞれ同じような趣旨で改正が必要になりましたので、この点につきましては、既に決済いたして申合せが改正されておりますので、併せて御報告させていただきます。

前者の「食品安全委員会」の決定事項につきまして、御了承いただければと思います。

○寺田委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に関しまして、前者の2つに関しましては御了承をお願いいたしますと思います。

あとは報告と決済は済んでいるということでございます。よろしゅうございますですね。どうもありがとうございました。

そのほかにはありますか。そのほか3つ出てきたから。

- 小木津総務課長 もうございません。
- 寺田委員長 よろしいですか。どうも。

それでは、本日の安全委員会、これにて終了いたします。

次回の委員会につきましては、10月13日木曜日14時から開催いたします。

なお、10月12日水曜日14時から「農薬専門調査会」を非公開で開催。同じく12日15時から「動物用医薬品・肥料・飼料等合同専門調査会」、これは薬剤耐性菌に関するワーキンググループを公開で開催を予定していますので、お知らせいたします。

どうもありがとうございました。